

個人情報ファイル簿（単票）

【行政委員会総合事務局・選挙管理委員会】

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
行政機関等の名称	府中町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会総合事務局	
個人情報ファイルの利用目的	公職選挙法に基づく選挙の執行	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、名簿登録年月日、住民票作成（転入届出）年月日、投票区、住所移転年月日、移転理由、移転先都道府県、選挙権・被選挙権停止期間、名簿抹消年月日、末梢理由、選挙人名簿登録証明書交付年月日、郵便等投票証明書交付年月日、郵便等投票代理記載人氏名、南極選挙人証交付・返付年月日、南極選挙人証有効期間	
記録範囲	年齢満18年以上の日本国民のうち、引き続き3か月以上府中町の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、戸籍事務担当課、関係市町村選挙管理委員会、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	戸籍事務担当課、関係市町村選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町行政委員会総合事務局	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法第29条第2項	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和5年10月2日

個人情報ファイル簿（単票）

【行政委員会総合事務局・選挙管理委員会】

個人情報ファイルの名称	閲覧用選挙人名簿	
行政機関等の名称	府中町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会総合事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿の閲覧	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、投票区	
記録範囲	府中町の選挙人名簿に記録されている者	
記録情報の収集方法	選挙人名簿	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町行政委員会総合事務局	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【行政委員会総合事務局・選挙管理委員会】

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿抄本	
行政機関等の名称	府中町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会総合事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙における投票事務の執行	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、投票区、住所移転年月日、移転理由、移転先都道府県、選挙権停止事項、名簿抹消年月日、未梢理由	
記録範囲	当該選挙の登録基準日において選挙人名簿に登録されている者	
記録情報の収集方法	選挙人名簿、住民基本台帳、戸籍事務担当課、関係市町村選挙管理委員会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	関係市町村選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 府中町行政委員会総合事務局	
	(所在地) 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【行政委員会総合事務局・選挙管理委員会】

個人情報ファイルの名称	投票管理簿	
行政機関等の名称	府中町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会総合事務局	
個人情報ファイルの利用目的	投票事務、不在者投票事務、郵便投票事務、期日前投票事務及び二重登録処理の執行	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、名簿登録年月日、住民票作成（転入届出）年月日、投票区、住所移転年月日、移転理由、移転先都道府県、選挙権・被選挙権停止期間、名簿抹消年月日、末梢理由、選挙人名簿登録証明書交付年月日、郵便等投票証明書交付年月日、郵便等投票代理記載人氏名、南極選挙人証交付・返付年月日、南極選挙人証有効期間、投票年月日	
記録範囲	当該選挙の登録基準日において選挙人名簿に登録されている者	
記録情報の収集方法	選挙人名簿、住民基本台帳、戸籍事務担当課、関係市町村選挙管理委員会、本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	関係市町村選挙管理委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町行政委員会総合事務局	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日

個人情報ファイル簿（単票）

【行政委員会総合事務局・選挙管理委員会】

個人情報ファイルの名称	入場券発行リスト	
行政機関等の名称	府中町選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政委員会総合事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙のお知らせ（投票所入場券）の交付	
記録項目	氏名、住所、性別、生年月日、投票区、転出先住所	
記録範囲	当該選挙の登録基準日において選挙人名簿に登録されている者	
記録情報の収集方法	選挙人名簿、住民基本台帳、関係市町村選挙管理委員会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）府中町行政委員会総合事務局	
	（所在地）〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 0 月 2 日